

議案第19号

葛飾区学童保育クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年 2月15日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

減額又は免除の対象となる使用料を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区学童保育クラブ条例の一部を改正する条例

葛飾区学童保育クラブ条例（昭和52年葛飾区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「各号」の次に「に掲げる要件」を加え、同項各号中「保護者の監護に欠ける」を「監護が必要な」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に定める者のほか、葛飾区長（以下「区長」という。）が特に認める児童で、同項各号に掲げる要件のいずれかに該当するものは、クラブに入会できる。

第4条第1項中「葛飾区長（以下「区長」という。）」を「区長」に改める。

第6条第1項各号中「定める入会資格を有し」を「掲げる要件に該当し」に改める。

第7条中「前条第1項第1号」を「前条」に改める。

第9条第1号中「第3条第1項各号」を「第3条」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月6日から施行する。ただし、第3条、第4条第1項、第6条第1項及び第9条第1号の改正規定は、同月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条の規定は、この条例の施行の日以後に受けた入会の承認に係る使用料について適用し、同日前に受けた入会の承認に係る使用料については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。